

大仙市議会議会改革推進会議設置規程

平成23年10月1日

議会訓令第2号

(設置)

第1条 この訓令は、大仙市議会基本条例（平成23年条例第49号。以下「議会基本条例」という。）第22条第3項の規定に基づき、大仙市議会議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 議会基本条例の運用に関すること。
- (2) 議会基本条例の啓発に関すること。
- (3) 議会基本条例の見直しに関すること。
- (4) 議会基本条例の施行による議会改革の推進の検証に関すること。
- (5) その他、議会改革の推進に関すること。

2 前項の調査審議については、その結果又は状況を年1回以上、全議員に対して報告するものとする。

(組織)

第3条 推進会議は、委員8名をもって組織する。

- 2 委員は、議長が会派代表者会議に諮り指名する。
- 3 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任機関とする。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。